
沼田市地域コミュニティのあり方ビジョン

持続可能な暮らしを実現するために
～ 多様な人びとが参加する地域づくり ～

令和4年12月

沼田市地域コミュニティのあり方検討委員会

目次

第1章 地域コミュニティのあり方ビジョン策定のねらい	
1 ビジョン策定の趣旨	1
第2章 なぜ今、地域コミュニティなのか	
1 沼田市の現状と課題（モデル地区の取組から見えてきたこと）	2
2 多様化・深刻化する地域の課題	3
第3章 地域コミュニティの目指すべき姿	
1 地域コミュニティの今後のあり方	4
(1) 地域の暮らしを支える仕組みづくり	
(2) 地域内外の団体等の連携・横のつながり	
(3) 地域づくりのビジョンの作成	
(4) 多様な人びとの参加に基づく話し合いの重視	
(5) 新たな人財の発掘・育成	
第4章 新たな地域コミュニティの形成に向けた環境整備	
1 形成に向けた基本的な考え方	6
2 行政の支援	6
(1) ひとに関する支援	
(2) 経済的な支援	
(3) 適切な情報の提供	
(4) 活動拠点などの環境整備	
【添付資料】	
I 地域コミュニティのあり方検討委員会開催経過	8
II 地域コミュニティのあり方検討委員会委員名簿	9
III 地域コミュニティのあり方検討委員会設置要綱	10

第1章 地域コミュニティのあり方ビジョン策定のねらい

1 ビジョン策定の趣旨

人口減少、高齢化が急速に進む中であっても、地域の組織は形を変えることなく、男性を中心とし、長く住んでいる年配者だけで物事を決めようとするような昔からの体制が引き継がれてきています。それにより、役員の担い手がなかなか見つからず、同じ人が何役も掛け持ちするという状況が生じ、負担感や疲弊感を感じるという地域からの声は大きくなっています。

一方、人口減少、高齢化に加え、住民ニーズの多様化、社会環境の急激な変化により、地域の暮らしをめぐる課題が複雑化、多様化していますが、これらの課題は行政だけでは解決が困難であり、むしろ地域の力がなければ解決できないものが多く含まれています。今まさに、持続可能な地域コミュニティのあり方を考える必要があります。

このような状況を踏まえ、利南、池田、薄根及び川田地区において、令和3年度から「地域づくりモデル事業」が始まりました。地域のことを地域で話し合い、そこで出された多くの意見を活かし、地域が大切にしたいということを守り、地域の課題を自分たちの力で解決できる地域づくりを進めるため、世代を超えて多様な人びとが率直に意見交換できる話し合いの場づくりとして「地域づくり座談会」が開始されました。この座談会の中で、地域内の組織のあり方や行事、イベントを見直したい、みんなで交流してもっとつながりたいといった声などが上がりました。現在もなお、地域住民が主体となった話し合いが続けられており、それぞれの思いやアイデアを語り合うことが、地域に根付きつつあることがうかがわれます。

当委員会では、このモデル地区の積極的な取組を持続可能な地域のあり方を考える大きな契機とし、こうしたモデル地区での経験、あるいはこれまでの市内各団体等の取組から得られた知見などをもとに、誰もが安心して暮らし続けられる持続可能な地域コミュニティのあり方を検討しました。

この報告書は、人口減少や高齢化が進んでも、地域、各種団体、企業、そして行政が多様なつながりを持ち、誰もが安心して幸せに住み続けられるような地域コミュニティを実現するために、必要な視点をまとめたものです。

第2章 なぜ今、地域コミュニティなのか

1 沼田市の現状と課題（モデル地区の取組から見えてきたこと）

沼田市の人口は、平成17年の市町村合併当初約5万5千人でしたが、令和4年には約4万5千人へと、20年足らずで約1万人も減少しております。また高齢化率は、令和4年の時点で35.1%と、全国平均を6.0%上回っており、3人に1人以上が65歳以上という結果であります。これらの影響を受け、一人暮らしの高齢者世帯や空き家の増加、公共交通の撤退など、地域の暮らしをめぐる課題が顕著になってきています。

このような状況にあっても、各地域では行事のあり方や地域の組織が見直されることはなく、それによって役員などの担い手不足に悩み、一人の方が何役も担い、その負担は大きくなってきています。さらに、後継者として期待される若い世代がいても、その世代を地域活動に巻き込む方法が見つからないため、結局のところいつも同じような人びとが地域活動をしている現状が見受けられます。

地域の暮らしをめぐるっては、高齢者の見守りや災害時の助け合いなど、地域でないと対応できない課題への新しい取組の必要性がさらに高まっており、これまでの体制ではその対応が難しくなっている地域もあります。今後は、それらの課題を解決していくために、どのような仕組みが必要かを真剣に検討する時期に差し掛かっていると思われまます。

なお、令和3年度から開始したモデル地区での「地域づくり座談会」では、「今まで行われていた会議は、自由な発言をすることがはばかられていた」「若い人の意見を年配の方が聞き入れない。そのため、若い人がグループ（団体）に属したがるらない」など、率直な意見が交わされておりました。

当委員会では、今までの「会議」のあり方を見直し、「多様な人びとを集めて本音で話し合う」という機会を持つことが、今後の地域を支える上で重要になってくると考えます。

2 多様化・深刻化する地域の課題

地域の力がないと解決できない課題が増えている状況を受け、当委員会では、市内を拠点とする各種団体から、「団体活動をめぐる課題」と「暮らしをめぐる課題」の報告を受け、課題を共有することから始めました。その中で出された意見を次に列記します。

～ 団体活動をめぐる課題等から ～

- ・DV、虐待、引きこもりなど、子ども（若い世代）から高齢者まで幅広い世代で多岐多様な問題を抱えており、さらに、それらの問題を把握する仕組みはない。
- ・人口減少により、十分な団体活動ができなくなっている。
- ・交流の場がなくなり、近隣とのつながりの希薄化が顕著になっている。
- ・自治会への加入者が減り、会自体が衰退すると、地域活動が困難になってくる。
- ・地域役員のなり手がなくなると、地域のことを相談する場所（組織）がなくなってしまう。
- ・地域のつながりが希薄になり、誰に相談して良いかわからない。

～ 暮らしをめぐる課題等から ～

- ・地域が抱える暮らしの課題は多岐にわたり、より深刻化している。
- ・介護保険サービスを使い、それなりに生活できる人が増えているが、同時に身近な人との関係が希薄になってきている。
- ・デマンドバスを利用する上で、家から停留所まで行けない人がいることが問題となっている。
- ・高齢化率の高いエリアは、昔ながらの地縁は残っているが、役の担い手は少なくなっている（支える人がいなくなっている）。
- ・若い世代や移住者の多いエリアは、人と人との関わりが少なく、地域への関わりも少ない。
- ・介護サービスなどの制度はあっても、それを支える側の高齢化が進み、制度自体が成り立たなくなることが懸念される。

第3章 地域コミュニティの目指すべき姿

1 地域コミュニティの今後のあり方

今までは、隣近所や町区（行政区）という単位での地域の支え合い、助け合いのもと地域のコミュニティが成り立ってきましたが、そうしたつながりは、人口減少、高齢化などにより徐々に弱まりを見せています。そのため、さらに広いエリアに住民の輪をひろげ、情報が集まり、より多くの地域資源を有する新たな地域コミュニティを考える必要があります。

そこで、町や区を超えて、顔が見える範囲である概ね小学校区の単位^{※1}を「広域コミュニティ」として、地域住民や団体等が連携できる仕組みづくりが求められます。

当委員会では、広域コミュニティの役割として重要と考える次の5つの視点を提案します。

※1…当委員会では、概ね小学校区の単位を基本としていますが、統廃合前の旧小学校区単位や各コミュニティセンターの活動範囲など、地域の実情に応じて、多様なエリアも想定しています。

(1) 地域の暮らしを支える仕組みづくり

住民相互の支え合いのもと、誰もが安心して暮らせる持続可能な地域を目指し、地域の暮らしをめぐる課題を地域の力で解決していくために必要な体制を整備することが求められます。地域における住民相互のつながりを大切にして、さらに地域の絆を深めるための仕組みを構築する必要があると考えます。

(2) 地域内外の団体等の連携・横のつながり

地域同士、団体同士、異業種同士などがつながりを深め、連携していくための仕組みづくりが求められます。積極的に交流の機会を持つとともに、SNSなどのネットワークを構築し、横につながっていくことが必要となります。

(3) 地域づくりのビジョンの作成

「どんな地域にしたいのか」など、住民同士で夢や希望を語り、今後の地域づくりの目標（ビジョン）を共有する必要があります。さらに、地域づくりのための行動計画（地域計画）などを作成し、その将来像や取組方

を分かりやすく明示し、広く周知していくことが求められます。

(4) 多様な人びとの参加に基づく話し合いの重視

これまでの地域の取組を率直にふり返り、新たな地域づくりに向けた知恵と工夫を引き出すために、誰もが本音で地域のことを語り合う場が重要となります。多くの地域住民が意見を出し合い、共有することで、一人ひとりが地域の一員であるという認識を生み、多様な人びとが参加する地域づくりの仕組みへと結び付いて行きます。

(5) 新たな人財の発掘・育成

年齢や性別に関わらず、広い視点から地域づくりを担う人財を発掘し、地域の将来を担うリーダーとして育成する必要があります。併せて、地域の課題解決をアシストする組織（実動する団体など）の編成や、地域内外のつなぎ役として、地域のコーディネーター役を育てることも大切になってきます。

第4章 新たな地域コミュニティの形成に向けた環境整備

1 形成に向けた基本的な考え方

隣近所や町区（行政区）などが、これまでのような地域コミュニティでの役割を担うことは、難しくなってきており、役員のなり手不足、自治会費の負担を理由とした高齢世帯の退会の増加などといった課題が出てきています。その上、地域の暮らしをめぐる課題が多様化・深刻化していることから、隣近所や町区（行政区）を補完する新たな地域コミュニティの必要性やあり方について、5回にわたって議論を交わしてきました。今後は、議論した内容をもとに地域と行政が連携・協働し、持続可能な地域コミュニティの実現に向けて取組を進める必要があると考えます。

それには、今まで地域を支えてきた世代だけではなく、地域の将来を担う若い世代にも地域に関心をもってもらい、ともに地域コミュニティについて語り合えるような仕組みづくりが必要となります。

それぞれの地域がこれまで頑張ってきた独自のやり方、あるいは行政が主導していた今までの形から、地域と行政との協働という形へと変えていくことが大切であるとの認識のもと、これからの地域づくりのあり方をえがいていく必要があります。

2 行政の支援

新たな地域コミュニティを形成する上では、行政のかかわりも重要となります。地域住民の主体的な取組を大切にしながら、行政の立ち位置（役割）を明確にして必要な支援を行うことが求められます。

当委員会が考える行政による支援策は、次のとおりとなります。

(1) ひとに関する支援

現在、モデル地区での取組にサポート役として参加している「よりそい隊」は、地域の話し合いの場に一緒に参加し、地域に寄り添った活動を行っています。このような取組から、市職員の意識改革を図るとともに、縦割りの行政の仕組みを見直し、行政が一体となり地域に寄り添っていく形が必要であると考えます。

そのほか、地域づくりの専門家を地域に派遣するなど、地域の実情に応じた支援策を継続する必要があります。

(2) 経済的な支援

「広域コミュニティ」の設立や運営を進める上で、一定の財政支援が求められますが、地域の負担感が増している中では、その実情に応じた柔軟

な支援のあり方も検討する必要があります。

なお、モデル地区における事業からは、地域住民の暮らしに寄り添った活動に対する支援が特に求められていることがうかがわれます。

(3) 適切な情報の提供

市内の各地域の取組を広く収集し、内外に発信するなどICTの活用を含めた「情報の利活用」の促進は、重要な視点であると考えます。また、地域づくりに関する講演会やシンポジウムの開催など、多様な学習機会を通じた情報の提供も求められます。

(4) 活動拠点などの環境整備

地域活動の場所については、コミュニティセンターや市民活動センターの活用、空き家、空き店舗の利用など、それぞれの地域の実情に応じて環境を整えるべきであると考えます。

また、拠点においては、コミュニティスペースの場を確保し地域住民との交流を図ること、人と人、団体と団体などとのつなぎ役であるコーディネーターを配置すること、地域づくりにかかわる様々な相談に対応できる総合相談窓口を設置するなどの機能が重要であると考えます。

そのほかにも、コーディネーター等の支援者（支える側）が学ぶ場、情報を収集・発信する場を設ける必要があります。具体的には、支援者の悩みを共有したり、ノウハウを高めたりするなど、支援者の取組を支えるための環境整備が求められます。

『よりそい隊』

市役所内の部署の垣根を超えた横断的な組織であり、有志による若手職員を中心に結成されている地域づくりのサポート組織。

I 地域コミュニティのあり方検討委員会開催経過

	日 時	協 議 事 項
第1回	令和4年 8月 4日(木) 19:00～21:04	(1) 本市の地域づくりの経過説明 (2) モデル地区の取組状況 (3) アドバイザー講話 (4) 意見交換 (5) その他
第2回	令和4年 8月30日(火) 19:00～21:03	(1) 前回までのふりかえり (2) 地域コミュニティの現状と課題 ア 団体活動をめぐる課題等発表(団体より) イ 意見交換(グループワーク)
第3回	令和4年 9月30日(金) 19:00～21:09	(1) 前回までのふりかえり (2) 地域コミュニティの現状と課題 ア 暮らしをめぐる課題等発表(団体より) イ 意見交換(グループワーク)
第4回	令和4年10月26日(水) 19:00～21:02	(1) 前回までのふりかえり (2) 広域コミュニティと行政の役割 ア 「広域コミュニティのあり方について」 イ 「行政の役割について(人的支援、 財政支援、その他必要な支援)」
第5回	令和4年11月30日(水) 19:00～20:38	(1) 前回までのふりかえり (2) 報告書の作成

Ⅱ 地域コミュニティのあり方検討委員会委員名簿

No.	団 体 等	氏 名	備 考
1	沼田市区長会	川 端 富 夫	委員長
2	地域づくりモデル地区座談会参加者	山 田 良 美	
3	地域づくりモデル地区座談会参加者	倉 澤 由 之	
4	地域づくりモデル地区座談会参加者	高 田 式 久	
5	地域づくりモデル地区座談会参加者	田 中 耕 太 郎	
6	沼田市社会福祉協議会	松 井 弘 樹	
7	沼田商工会議所	中 村 一 喜	
8	沼田市ボランティア連絡協議会	田 島 護	
9	沼田市民生委員児童委員協議会	角 田 祐 子	
10	沼田市女性団体連絡協議会	左 部 ゆかり	副委員長
11	総合型地域スポーツクラブ (うすねニューススポーツクラブ)	齋 藤 照 恵	
12	沼田市消防団	大 嶋 康	
13	沼田市地域包括支援センター	伊 藤 智 康	
14	沼田市在宅介護支援センターゆうゆう・うちだ	佐 藤 亜 貴	
15	沼田市総務部地域安全課	地 野 裕 一	
16	沼田市総務部企画政策課	星 野 盾	
17	沼田市健康福祉部社会福祉課	安 原 和 宏	
18	沼田市健康福祉部介護高齢課	信 澤 毅	
19	沼田市健康福祉部健康課	武 井 秀 一	
20	沼田市市民部	角 田 真由美	

アドバイザー

No.	所 属	氏 名	備 考
1	高崎経済大学 地域政策学部 地域づくり学科 教授	櫻 井 常 矢	

Ⅲ 地域コミュニティのあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 地域の暮らしを守るため、そこで暮らす人々が中心となり、地域課題の解決に取組、もって誰もが安心して幸せに暮らし続けられる持続可能な地域コミュニティの在り方を検討するため、沼田市地域コミュニティの在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、その結果をまとめ、市長に報告する。

- (1) 地域コミュニティの現状と課題に関すること。
- (2) 地域コミュニティと行政の役割分担に関すること。
- (3) 地域コミュニティが推進していくべき方向性及び方策に関すること。
- (4) その他地域コミュニティの在り方に関して必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市内を拠点とする市民活動団体、ボランティア団体、NPO法人の役員又は職員
- (2) 沼田市社会福祉協議会の役員又は職員
- (3) 社会貢献活動に取り組む市内に事務所又は事業所を有する法人の役員又は社員
- (4) 沼田市地域づくりモデル事業交付金交付要綱による「地域づくりモデル地区」の住民
- (5) 市の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

3 市長は、必要に応じ委員会に、専門的な立場から助言を求めるため、アドバイザーを置くことができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表して会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(研究会)

第6条 特定の事項について調査研究させるため、委員会に研究会を置くことができる。

- 2 研究会は、委員会委員の中から委員長が指名した者をもって組織する。
- 3 研究会は、その検討事案についての話し合いが終了したときは、速やかに委員会に結果を報告しなければならない。
- 4 研究会における個々の事案の検討が達成されたと委員会が認めたときは、当該研究会は解散する。
- 5 前各号に定めるもののほか、研究会の運営については、委員会の例によるものとする。

(設置期間)

第7条 委員会の設置期間は、第2条に規定する報告をもって終了する。

(庶務)

第8条 委員会及び研究会の庶務は、市民協働課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

